２０１７年９月２５日

大阪府知事

　　松井　一郎　様

大阪府職員労働組合

　執行委員長　有田　洋明

「咲洲庁舎における昼休み（休憩時間）の柔軟な設定について（提案）」に

対する府職労の回答と見解について

　去る９月１１日に提案のあった「咲洲庁舎における昼休み（休憩時間）の柔軟な設定について（提案）」は、昼休みのいっせい付与原則にもとづき、府職労として賛成できるものではありませんが、咲洲庁舎におけるエレベータの混雑という特殊な事情を考慮し、下記の事項について確認したうえで、やむを得ないと判断します。

また、根本的な問題の解消には、咲洲庁舎からの撤退こそが必要であり、当面の課題としては、①職員食堂の拡充・整備、②咲洲庁舎内のフロアごとの休憩室（昼食の取れる場所）確保を強く求めます。

記

１ 昼休みはいっせい付与が原則である。

２ 昼休み柔軟化は、咲洲庁舎エレベータ混雑緩和が唯一の理由であること。咲洲庁舎での運用を理由に他の職場に拡大しないこと。

３ 昼休みはいっせい付与が原則であることから、公務に支障がない場合は、課やグループ内の全職員が同時間帯に昼休みを取っても問題ないこと。よって、課やグループで時間帯を振り分け、人数に制限を設けたり、変更を求めたりしないこと。

４ 一定期間運用して効果が見込めない場合や悪影響（昼休みが取りづらくなる等）が生じた場合は直ちに元に戻すこと。

５　問題が生じた場合は、本部並びに当該支部と誠実に協議すること。